

# 平成 27 年試験

## 論文式試験問題

### 企業法

#### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないで下さい。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中、使用が認められたもの以外は、すべてかばん等にしまい、足元に置いて下さい。衣類のポケット等にも入れないで下さい。試験中、使用が認められているものは、次のとおりです。  
〔筆記用具、修正液(修正テープ)、算盤又は電卓(基準に適合したものに限る。)、定規、ホッチキス及び時計(計時機能のみを有するものに限る。)]  
使用が認められたもの以外のものを机に出している場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中においても、試験官が必要と認めた場合には、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従って下さい。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は2時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めて下さい。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机の上に置いて下さい。椅子や机の下等には置かないで下さい。
- 9 この問題冊子は、1頁から2頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出て下さい。
- 10 答案用紙は問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないで下さい。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。)を使用して下さい。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の左上の所定欄に貼付して下さい。受験番号シールが貼付されていない場合は、答案が採点されません。
- 13 答案用紙は必ず切り取り線で切り離れたうえで提出して下さい。ホッチキスで留めたりしないで下さい。
- 14 問題に関する質問には一切応じません。
- 15 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないで下さい。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験官の指示に従って下さい。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返して下さい。試験終了後に、答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり、指示するまで絶対に席を立たないで下さい。
- 18 問題冊子、試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。  
なお、中途退室する場合には問題冊子、試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子、試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来て下さい。

第 1 問 (50点)

Aは首都圏に住んでおり、生まれ故郷のY県に代々引き継いだ土地(以下「本件土地」という。)を有しているが、本件土地は現在まで有効活用されていない。Aは、Y県に住む旧知のBから、地域創生を主たる目的とする事業を営むために甲株式会社(以下「甲会社」という。)を設立するので、本件土地を甲会社の事業のために提供して欲しい旨を依頼された。

これに対してAは、依頼に応じてよいが、他に本件土地を2,000万円で取得したいという者がいるので、甲会社の設立に際して本件土地を売却する条件として、価格は同額とし、かつ迅速に手続を履践してもらいたい旨をBに要請し、Bもこれを了承した。またAとBは協議の結果、甲会社の発起人はA及びBの2名とし、A及びBが設立時発行株式の全部を引き受けること、そして甲会社には役員として取締役1名のみを置き、Bがこれに就任することを合意した。

この場合において、下記の問いに答えなさい。

**問 1** Bは、Aの要請に応えるために、本件土地の取得につき検査役による調査を回避したいと考えている。

このとき、甲会社が成立後に本件土地を適法に取得するには、甲会社の成立前において、会社法上どのような手続が行われなければならないか説明しなさい。

**問 2** **問 1** の手続を経た上で、甲会社の成立後に本件土地を2,000万円で甲会社が譲り受ける契約(以下「本件譲渡契約」という。)に基づいて、甲会社の設立登記後に本件譲渡契約が履行された。その後、甲会社に助成金を支給していたY県が甲会社に対して調査を行ったところ、本件土地の適正な価額は、本件譲渡契約の履行期日を含めてこの数年来、1,000万円を超えるものではないことが判明した。Y県は、甲会社に対し会社法の規定に基づく是正を促した。

このとき、甲会社は会社法上、誰に対してどのような義務の履行を求め、又は責任を追及することができるか論じなさい。

第 2 問 (50点)

乙株式会社(以下「乙会社」という。)は公開会社であり、代表取締役はAであった。乙会社は大手の機械メーカーであったが、近時海外メーカーとの競争が激しくなったため業績がかなり低迷し、経営者の責任を問う声が高まっていた。そうしたなか、乙会社は平成26年6月末に定時株主総会(以下「本件株主総会」という。)を開催した。

この場合において、下記の問いに答えなさい。なお、**問1**と**問2**は独立した問題とする。

**問1** 本件株主総会においてAの取締役再任議案(以下「本件議案」という。)に関し、趣旨説明を終えて質疑に入ったところで、長年乙会社の株式を保有している株主Bが、Aに対して再任後の乙会社の業績改善に向けた、A自身の考えについて質問した。しかし、Aは正当な理由なく一切の説明を拒否した。そして、本件株主総会の議長であったAは、その他の株主からの質問を受け付けることなく審議を打ち切り、直ちに採決に入った。会社側代理人に提出されていた委任状による議決権行使分も算入したところ、本件議案を承認する株主総会決議(以下「本件決議」という。)が成立した。

平成26年8月上旬頃に、本件株主総会を欠席していた株主Cは、本件決議に会社法上瑕疵があると考え、本件決議の効力を争うことにした。

Cは会社法上いかなる根拠に基づき、どのような主張をすることができるか論じなさい。

**問2** 本件株主総会において議決権を行使することができる株主の総議決権数の7割を保有する株主らに対して、招集通知が行われていなかったという事実が平成26年11月に発覚した。そのため、招集通知を受けなかった乙会社の株主Dは、本件株主総会の招集手続における瑕疵を主張し、本件株主総会の決議の効力を争う訴訟を提起することにした。

Dは会社法上いかなる根拠に基づき、どのような主張をすることができるか論じなさい。